解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

北九州市門司区下二十町四番一二号

宗教法人教善寺

清算人　村上　匡一

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月四日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

佐賀県杵島郡大町町寿町一七番地

宗教法人法泉院

佐賀県伊万里市立花町一六〇四番地二六

杉山林太郎法律事務所

清算人　弁護士　杉山林太郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

大分県大分市大字鴛野字行衛一〇一八番地

医療法人厚明会

清算人　小野　哲男